

平成27年度事業計画

社会福祉法人 ロザリオの聖母会
共同生活援助事業所
ナザレの家あさひ

I 施設概要

1 所在地

千葉県旭市野中4017

2 事業の名称（定員）等

2-1 障害者総合支援法による指定事業

(1) 共同生活援助事業（介護サービス包括型） 定員83名

- ア 野中ハイツⅠ（定員男性5名）
千葉県旭市野中
- イ 野中ハイツⅡ（定員女性5名）
千葉県旭市野中
- ウ 若衆内ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市ニ
- エ 横大道ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市三川
- オ 中川ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市野中
- カ 萩園ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市萩園
- キ 東足洗ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市東足洗
- ク 西足洗ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市西足洗
- ケ 広原ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市後草
- コ 大割ハウス（定員女性5名）
千葉県旭市野中
- サ 対馬ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市野中
- シ 下立ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市野中
- ス 生沼ハウス（定員女性3名）
千葉県旭市イ
- セ 矢指ハウス（定員混合4名）
千葉県旭市野中
- ソ 仲町ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市ロ
- タ 小割ハウス（定員男性2名）
千葉県旭市野中
- チ 折戸ハウスⅠ（定員混合6名）
千葉県旭市野中
- ツ 折戸ハウスⅡ（定員混合5名）
千葉県旭市野中

3 職員構成

別紙1のとおり

4 組織図

別紙2のとおり

II 基本方針

どのような重い障害を持つ人も人間として尊重し、生命の尊厳を保障するとともに、利用者個々の持つ能力に応じた生きがいのある生活を送れるように支援に努める。

III 中・長期計画

1. 地域の中でのひとつの資源として定着できるように近隣市民との関係を密にする。
2. 利用者個々の特性をしっかりと捉えた上で適切な支援を行えるように職員の専門性を高めていく。
3. 日中の過ごし方において定期的に生活の見直しを行い、就労等を視野に入れた取り組みについて検討していく。
4. 生活の場としての重要な資源であることを踏まえて、支援システムの構築も含めて、存在のあり方を検討していく。
5. この地域の認知症ケアの取り組みの中で、支援センターとしてどのような取り組みが出来るかを検討していく。
6. 身体障害を持つ方への身体介護支援や、高齢化に伴う身体介護等、介護体制を併せ持つ支援体制を構築していく。
7. 法人内大規模施設としての位置づけにふさわしい、安定的な運営基盤を構築していく。
8. 事業所内においての、組織体系を構築し、より質の高い支援を行える体制を構築していく。
9. 質の高い支援の提供を行うためにも、職員の身分保障や安定した雇用を行えるように改善を行っていく。
10. 事業所内において、各ホームと事務所との連携や役割分担に関してしっかりと整理をし、より充実した支援センターとしての体制を構築していく。
11. 障害者総合支援法の施行により、利用対象者が拡大され難病を持たれた方もサービスの利用対象となった。今後はこのような方もホームの利用希望が出てくる事が予測される。その際には、しっかりと対応できるように体制を構築していく。

IV 年度計画

1 本年度の重点目標

1-1 運営

－福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努める－

(1) 情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望

今年度は、報酬改定の年となり新たな報酬が示された。障害福祉サービス全体としては厳しい改正状況の中、グループホームに関しては重度者への重点的な報酬の上乗せが行わ

れた。これは、今後の障害者支援のあり方として、グループホームでも高齢化・重度化への対応をしっかりと行っていくというような国の方向性であると受け取れる。そういった意味では、当事業所においても現在60歳以上の利用者が3割を超え、今後は増々介護が必要とされてくることが予想される。また、医療的なケアが必要とされる方を含めて、支援度の高い利用者さんの利用希望も増えてきているため、そのような利用者さん達への支援に対してどのように体制を作っていくのかということをしかりと考えていきたい。また、ここ最近激的に増えてきている触法障害者と言われる利用希望者への支援のあり方も併せて考えていきたい。

(2) 計画的な人事異動及び中間管理職の育成・登用

昨年度より、主任・副主任の配置ができ、少しずつではあるが、事業所内の体制が整ってきている。しかし、事業所規模から考えると、中間層の人材がまだ不足をしていることや、常勤・非常勤のバランスなど課題もあるため、今後も改善を考えていきたい。また、今年度は、数年ぶりに新卒の常勤採用をし、人材育成を行っていきたい。

(3) 安定的な人材確保

職員の確保に関しては、近年本当に切実な課題として挙げられる。長年の課題である夜間の雇用形態の改善などにより、人材の確保に繋がるのか、まずは一部分だけでも取り組んでいき検証していきたい。また、ここ数年間は学生との繋がりも出来つつあるため、雇用に繋がるような工夫を考えていきたい。

(4) 職員の身分保障の向上を図る

ア 適切な人員配置の見直し。

イ 身分保障の見直し。

今年度より新たに新設された介護職員処遇改善の加算を活用し、さらなる処遇改善を行う。

ウ 適切な雇用形態について検討していく。特に、夜間の雇用形態に関しては、新たな取組みの実施検討を行う。

エ ホームの業務内容に応じて評価出来るような新たな基準と賃金の検討を行う。

(5) 施設・設備の老朽化や環境改善対策の中・長期計画と資金確保

建物や設備の老朽化に伴う修繕に対応するため、定期的なホームの見回りや、ミーティング等に出される要望などをもとに、建築・修繕等の中・長期計画を策定する。資金面においては利用者の日常生活環境を保つため各ホームの修繕費の確保と、災害等による被害など、万が一の場合の大規模な修繕にも対応できるよう修繕積立金の資金を確保する努力をしていく。また今年度は野中ハイツの屋根修繕や外壁塗装、矢指ハウスの浴室改修、生沼ハウスの世話人室の増築を予定している。

(6) 社会福祉法人新会計基準移行後の円滑・正確な運用と専決事項の徹底

昨年度移行した新会計基準運用について、円滑かつ正確に処理が出来るよう専決事項の遵守に努めるとともに、事業所内でのチェック体制の強化を図る。

(7) 給与事務の法人本部一元化

今年度から給与関係事務を法人本部で一元化されることから、給与に係る変更事項などが生じた場合には、本部への迅速な伝達の徹底に努める。

1-2 サービス

—社会福祉法人に求められる課題を踏まえつつ利用者等へのサービスの質向上に努める—

(1) 地域医療・福祉への取り組み

昨年度は聖家族園や海上療養所からの地域移行者が入居され、今年度も法人内の入居希望者については具体的に検討していく。予定としては、海上療養所から3名の受け入れを昨年に引き続き予定している。また、触法障害者の受け入れについても、指定通院医療機関が定まりにくい状況はあるが、引き続き受け入れの準備を進めていく。

他法人で受け入れの難しい利用者への対応として、適切な支援があれば再発防止となる可能性が高いと考えられるため、安心した暮らしが提供できるように関係機関と連携し、他職種でチームアプローチを行い努力していきたい。

(2) 権利擁護、虐待防止、差別解消に向けた取り組み

虐待はどこにでも起こり得る事である事と認識し、身を引き締めて取り組んでいきたい。その為には、まずはそれぞれの職員の意識の向上が大事であるため、定期的な研修の中で意識の向上の為の取り組みを入れる事と、チェックリストの有効活用を行っていきたい。また、建物的には閉鎖性が高い作りの為、日常的に色々な人達が入り出できる環境づくりを行い、風通しを良くする事により、職員自身の自己抑制の向上につながるよう努力していきたい。これに関しては、海匝保健福祉センターの広域専門指導員とも連携し、風通しの良い環境を整備していく。次に、利用者及び家族に対しても自身の権利意識の向上や事業所内部だけではなく、外部への通報の仕組み等についても丁寧に説明し、適切な事業所と利用者の関係を構築できるように努力していきたい。

(3) 専門性や特徴のあるサービスの実施

地域における生活の場としての支援としては、現在様々な形態のホームが出来、利用される方に合わせて支援の仕組みが多種多様に行う事が出来てきている。医療的なケアが必要な障害者や触法障害者の支援を通して、「誰もが、その人らしく、地域で暮らす」ためには、保健・福祉・医療の機関と連携していく。また、他職種でのチームアプローチを継続できないと、利用者の小さな変化に対応できないこともあり、継続してさらなる専門性のある支援体制を構築していきたい。

「意思決定支援」に関しても、世話人を含めて、学習し理解する機会を設けて、日頃の支援につなげていきたい。

(4) サービス提供上必要な事項の全体的点検と基本的事項の遵守

サービス等利用計画の内容をふまえて個別支援計画の作成を行っていく。「利用者主体」「個人の暮らしを支える」ことを基本に、出来る限り策定の段階でケース会議を行い、関係者で共有できるようにする。また、様式に関しても統一では無く、利用者個々に合わせて策定できるように検討していく。利用契約書・重要事項説明書の内容や、契約の仕方、

各種マニュアルを再度点検し、適宜変更・修正を行う。

(5) 研修体制及び内容の充実

内部研修に関しては、現在行っている世話人会議だけでは、研修の時間としては不足する為、各ホームのミーティングの中で行える事を整理する事と、数か所のホーム単位での研修を行う事を検討する。また、外部研修に関してはまだまだ出て行く職員が少ないため、今年度に関しては勤務の調整を行う等、外に出られる機会の確保を増やす努力をしていく。

(6) 苦情解決の仕組みの周知徹底と適切な解決

世話人会議を通して、職員への周知を図る。また、苦情が出た場合には、すみやかに対処できるように対応の仕方を徹底する。

(7) 地域のニーズに合わせたサービスの展開を図る

- ア ファミリーホーム（小規模住居型養育事業）などを含めた児童期の支援を検討していく。
- イ 海上療養所からの退院支援の取り組みと連携を行い、介護が必要となる利用者への対応を含めて支援の構築を行う。
- ウ 法人内はもちろん、地域の中で出てきたニーズに応えられるようにしていく。
- エ 触法障害者への支援のあり方の検討や、専門性を高めていく。

1-3 安全

—法人の総合的な安全衛生対策の向上を図る—

(1) 法人全体の防災・防犯対策の向上と地震・津波への備え

- ①セコムと契約を行い、火災時の早期発見と連絡体制の整備を行うと共に、近隣住民や消防署等にも協力してもらい、実用的な避難訓練を行う事により防災対策の向上を図る。
- ②防犯対策としては、各ホームに防犯シールを貼る事やセンサーライトの設置をする等、防犯対策を行う。
- ③各ホーム毎に対策が異なるため、それぞれのホーム毎に利用者、職員の共有を図ると共に、法人との連携や地域との連携を図り対策を強化する。
- ④救命胴衣着用の訓練を行い、津波避難時の安全性を高める。また、防災無線の電波状態が悪いホームは、旭市へ相談し屋外アンテナの整備を行う。
- ⑤階段昇降の担架を使用して訓練を行い、車いす利用者が迅速に避難できる体制を整備する
- ⑥消防設備の検査・点検を行っていき、必要に応じて修理や買い替えを行う。

(2) 利用者等安全対策の向上

- ①災害に備えて、非常用持ち出し袋を各ホームに常備しておく。また、避難訓練時に緊急時の避難場所（第1・第2）の確認を行う。
- ②各ホームにおいて、対象者の拡大や高齢化に伴い、身体的な介護を必要とする利用者も増えてきたため、世話人会議等を通じて、介護技術の向上と安全に配慮する等の確認を行う。

③行方不明者が出た場合には、その利用者の状況を家族・関係者と相談し、捜索を必要とする場合には、第1次的に法人内の協力による捜索、第2次的に警察へ捜索願を出して対応する。

④関係者と協力し、利用者個々の支援の共有化を図る。

(3) 職員メンタルヘルス対策の向上

職員が孤立化しやすい環境であり、職員が抱える課題や不安を相談できる体制を整えていく。また、精神状態に不安定を感じる職員へは産業医への相談先があることを情報提供していく。

(4) 安全運転対策の向上

①通勤時や、買い物支援・外出支援時等、運転をする際の運転マナーの向上と注意喚起を研修、チラシ配布などにより定期的に確認する。

②車両の整理不備による事故が無いように、定期的に車両点検を業者に依頼し行う。

③ドライブレコーダーを設置し、安全運転意識の向上を図ると共に、定期的に注意喚起を促していく。

(5) IT・情報管理対策の向上

職員個々の意識を高めると共に、適切な保管を行っていく。

情報のバックアップ方法を確認し、必要に応じて見直しを行っていく。

2 部門別計画

2-1 管理者・サービス管理責任者

(1) 施設運営の充実とサービスの質向上に努める

昨年度から始まった計画相談との連携を継続し、利用者個々のニーズを再確認し、利用者の持つ能力に応じて、生きがいのある暮らしが出来るように支援していく。サービス等利用計画のモニタリング結果等もふまえながら、複数の視点からより利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、QOLや生活の満足度を上げていく。必要に応じて市町村・家族・関係機関と連携しケース会議を実施、情報・問題の共有を行い、チームアプローチができる支援体制を築いていく。

重症心身障害者、医療的ケアの必要な障害者、触法障害者の受け入れが進み、様々な課題に対応できるように、関係機関と連携し、他職種でのチームアプローチを行い、利用者の変化に対応できる支援体制を築いていく。

(2) 人事考課制度の定着・活用をとおして、職員の育成と意欲向上を図る

人事考課制度を実施することにより、職員の能力を適正に評価するとともに、その評価を基に支援技術の向上を図る。また、職員の支援技術が利用者の生活の質向上に繋がるよう、環境設定することに努める。また、対象とならない職員への考課の仕組みを検討する。世話人の経験年数も幅広くなっていることもあり、ナザレの家あさひとしての支援方針を確認していく機会として、有効活用していく。メンタルヘルスについても、職員の心身の状況を把握していく場として活用していく。

- (3) 総合的な安全対策の構築を図る
防災計画の作成、避難訓練等の実施を通して、日常から安全対策に努めると共に、感染症対策に関してもよりいっそうの充実を図る。消防法令の遵守を基本に、設備の設置・点検を行い、有事に対応できる環境を整備していく。備蓄用品の種類・量を再検討するとともにその使用方法を確認し、次にきたる災害に備えていく。
- (4) 法人本部との連携を図る
法人本部との連携を密にし、適切な支援体制を確保するとともに、サービス提供にあたる。
- (5) 計画相談と連携し、モニタリング結果をふまえた個別支援計画を作成していく。
- (6) 職員に対してのスーパーバイズやメンタルケアに関して、強化を図る。
- (7) 事業所内の役割の整理
管理者・サービス管理責任者・主任・副主任とそれぞれの業務・役割の整理を行う。
- (8) 他機関との連絡会を通して、情報の交換や共有を行い、利用者が落ち着いて暮らしていけるように支援をしていく。また、職員が専門職からの支援方法を学び、スキルアップできる方法を検討していく。
- (9) 意思決定支援のあり方について情報収集に努め、職員へ周知をしていく。
- (10) 利用者がグループホームの生活等について話し合いのもてる「当事者会」の設置を検討していく。

2-2 世話人・生活支援員

- (1) 利用者主体の暮らしを継続していくために、計画相談と連携を密にし個別支援計画を基に利用者への支援方法を統一し、援助を行っていく。また、常に利用者のニーズを把握するよう努め、個人記録等を通してサービス管理責任者へ利用者の生活状況や個別支援計画の実施状況等を報告する。
- (2) 人事考課制度の定着・活用をとおして、職員の育成と意欲向上を図る
世話人とのコミュニケーションの機会を十分にとり、利用者の生活が良くなることで職員のモチベーションが上がるように努めていく。
- (3) 法人内外や千葉県グループホーム等連絡協議会、日本グループホーム学会等が主催する研修会へ参加し、世話人・生活支援員の技術の向上に努めていく。
- (4) 総合的な安全対策の構築を図る
避難訓練等の実施を通して、避難方法・避難経路・非常時の連絡体制・災害時の非常物品等の確認に努めていく。また、日常から安全対策に努めると共に、感染症対策に関しても、うがい・手洗い等日常的な感染予防に努める。
- (5) 個人の暮らしを支える方針を基本に、各グループホーム、各個々の意見を傾聴し、出来る限り希望、要望に答えられるように努力する。

- (6) 支援技術の向上を目指し、他施設へ実習に行き長所を取り入れる。
- (7) 世話人会議においては、全員参加を義務とし、統一したサービスの提供と職員の意識や質の向上を図るための学習会とする。
- (8) 支援方法に迷いが出たときは、サービス管理責任者や医療などの専門家へ助言を求め、適切な支援が出来るように努める。その為に普段から地域や協力いただける病院関係者などとの繋がりを大切にする。
- (9) 虐待防止法の理解を深め、日常的な金銭管理や利用者への支援方法において、振り返りの機会をもち予防に努めていく。また、労働環境や対人ストレスが高いホームについては、抱え込まない支援体制を築いていくように努めていく。
- (10) 高齢化に伴い、利用者の状況に少しずつ変化が見られる。特に転倒することが多くなった利用者や内科的な疾患に対しての注意が必要な利用者が増えている。危険と健康への配慮をして事故や病気を予防するよう努める。

2-3 事務員

- (1) 事業所の窓口としての服装や言葉使い、マナーなどに気を配ると共に、事務員として必要な知識を深めるため積極的に研修に参加するなど、資質の向上に努める。
- (2) 事業所内外のコミュニケーション向上及び連携への取り組み
 - ア 報告、連絡、相談の徹底と、適切な業務の分担に努める。
 - イ 利用者及び家族や関係者の要望を的確にとらえるとともに、わかりやすい説明と同意・納得していただけるような丁寧な対応をするよう努める。
 - ウ 当事業所では各職員の就業場所や時間等が異なるため、确实且つスムーズに全職員に情報伝達が出来るよう努める。
 - エ 利用者の生活の安定を図るため、事業所、法人内及び外部関係機関と情報を共有し、タイムリー且つ正確な状況の把握に努める。
 - オ 行事等へ積極的に参加し、事務業務だけでなく利用者とのコミュニケーションを深められるよう努める。
 - カ 給与事務の法人本部一元化に伴い、法人本部への連絡体制を密にし、円滑な事務運営ができるよう努める。
- (3) 利用者の金銭管理について、利用者預かり金管理規定(内規)に従い、不適切な事例が生じないよう細心の注意を払う。
- (4) 当年度行われた報酬改定のもと、利用者へのサービスの向上と職員の処遇の改善など、将来を見据えた予算の適正な運用と、事業の安定した運営が行えるよう努める。
- (5) 各ホームの建物や設備について、日頃から状態の把握に努め、老朽化等に伴う修繕計画の策定をすると同時に、軽微な修理等には即時対応ができるように関係機関との調整に努める。

2-4 野中ハイツ I

- (1) 利用者の状況変化をつかみ、事務所職員および関係機関と連携して、本人の病状が大きく悪化しないように支援を行う。
- (2) 食事会やカラオケ等を月に1回全体のイベントとして行う。

- (3) 希望により買い物支援を行う。
- (4) 利用者、世話人、事務所職員で月1回ミーティングを行う。
- (5) 選挙の投票を希望する方へは送迎などのサポートを行う。
- (6) 希望者、もしくは必要に応じて部屋の掃除など支援を行う。
- (7) 利用者から一泊旅行の希望が出たため、宿泊を伴う外出について計画する。
- (8) 日中活動のない人に、散歩や外出を促すような支援をする。
- (9) 老朽化に伴い、屋根及び外壁工事を行う。

2-5 野中ハイツⅡ

- (1) 利用者間のトラブルなどが多いため、関係調整の支援を丁寧に行う。また、必要に応じて個別の相談時間を作り、ストレスの緩和を図る。
- (2) 全体で何かを行う事が難しいが、なるべく個々のニーズに合わせた支援を行えるようにこころがける。また、食事会を月1回、希望を募り行う。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め月1回ミーティングを行う。
- (4) 利用者の清潔を保つため、部屋の清掃、整容、着替え、入浴など、必要に応じて個別に支援を行う。
- (5) 必要に応じて食材や日用品などの買い物支援を行う。
- (6) 老朽化に伴い、屋根及び外壁工事を行う。

2-6 若衆内ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切に、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。
利用者においては、落ち着いた生活が継続していけるよう、サービスの質の向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう支援を行う。また、利用者からニーズが出された場合には、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 就労や、日中の過ごし方についての支援を個別に検討していく。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行い、記録する。
- (4) 必要に応じてホームでの誕生日会や外出、食事会を行う。
- (5) 病院スタッフ等との連携を密にし、必要に応じて通院支援を行う。
- (6) タバコを吸う方もいる為、特に防火への意識を日常的にもち、避難訓練などを定期的に行う。喫煙者本人にはマナーや防火への注意を促す。

- (7) 利用者居室について、経年による劣化が著しいため壁紙や床などの改修を行う

2-7 横大道ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として積極的に町内会の行事に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切にし、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。
利用者においては、支援度が高い方が多いため、本人のニーズを把握し個別支援計画に基づいて支援を行うとともに、地域の中で生活しているため、地域の人たちと利用者の関係についても適切な社会関係が築けるよう支援を行う。
- (2) 土、日は利用者と共に庭の掃除等を行い、月に一度は近隣のゴミ拾い等を実施していく。
- (3) 希望により通院、床屋、買い物の支援を行う。
- (4) 誕生会の時には外食支援を行う。
- (5) 複数で支援にあたっているため、サービスの統一を図りながら、世話人、事務所職員と月1回ミーティングを行う。
- (6) 他機関や日中活動先と連携をしながら情報を共有し、入居者の心身の状態の変化にあわせた支援を行っていく。
- (7) 日帰り旅行の希望があるため、相談しながらこれを実行する。

2-8 中川ハウス

- (1) 重度知的障害者が生活されている共同生活住居であることを十分に認識し支援を行う。本人、ご家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用していることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行う。
行政機関との連携を密にし、重度知的障害者が利用している共同生活住居であることを共通理解として常に共有し、必要に応じて協力をしてもらえるよう信頼関係の構築に努める。
- (2) 複数の職員が交代で支援に入っているため、支援のばらつきが起こらないようにミーティングでの確認や個別支援計画での確認を行う。また、ヘルパーの利用もあるため、ヘルパー事業所とも情報共有をして支援方法の統一を計る。
- (3) 言葉が出にくい利用者や、会話が出来ない利用者へ声かけを多く行い、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (4) 個々の体調管理を徹底する。
- (5) 日頃から災害への意識を高め、迅速に避難できるよう避難方法を確認しておく。
- (6) 利用者が楽しめるように外出、買い物、食事の企画を個別に支援を行う。
- (7) 高齢化が進み今まで以上に転倒の危険が強まっている利用者があること、また、家族の状況の変化により、外泊の機会が少なくなるなどの変化もみられているため、安心した生活が続けられるよう働きかけと支援方法の見直しを重ねていく。

2-9 萩園ハウス

- (1) これまでに、地域の一員として町内会の行事に積極的に参加し、信頼関係を築いてきたことを大切にし、今後もその関係を継続できるよう運営を行う。女性の共同生活住居であるため、その特性に応じた支援が十分に行えるよう努める。
本人、ご家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用されていることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行っていく。
- (2) 地域の特性上、津波の対策が必要である。近隣の方との有事の際の連携や、避難訓練、関係機関との確認等、対策を強化していく。
- (3) コミュニケーション手段の工夫や、年齢的に高齢の方もいるのでその支援の仕方等、支援方法の見直しを行う。
- (4) 体調管理が個別に必要な方への支援は継続して行う。
- (5) 複数で泊まり支援をしているため、月に1回職員のミーティングを行い支援の統一をする

2-10 東足洗ハウス

- (1) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、行事等へ積極的に参加するよう努める。
重度知的障害者と軽度知的障害者がともに生活していることから、その障害特性を十分に理解し、適切な支援を行う。
本人、家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。また、様々な日中活動先を利用していることから、各機関の利用状況を双方で把握し、共通した認識の上で支援を行う。
- (2) 複数の職員が交替で支援に入っているため、支援のばらつきが起こらないように、ミーティングでの確認や、個別支援計画での確認を行う。
- (3) 言葉が出にくい利用者や会話が出来ない利用者に対し声を多くおこない、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (4) 個々の体調管理を徹底する。自ら不調を訴えることが少ない為、職員は体調の変化について、バイタルチェックを行いながら注意深く観察していく。また、日中活動事業所や居宅介護事業所と情報共有を意識し、利用者の変化に対応できるようにしていく。
- (5) 階段の多い住居のため、転倒、転落に注意をする。

2-11 西足洗ハウス

- (1) 利用者一人一人の暮らしを大切にし、本人のニーズに対応した支援を個別支援計画を基に支援をしていく。また、病状の変化により個別支援が必要な利用者に対して、訪問看護や主治医、ケースワーカーとの連携を強化し、支援を行う。
- (2) 近隣住民との関係が主体的に出来てきているので、サポートをしていく。
- (3) 就労に向けた取り組みや、選挙の投票等、社会生活への参加を促すような支援を組み立てていく。

(4) 月に1回のミーティング、外出、外食支援を行う。また、旅行の希望がある時は希望に沿うよう計画し、これを実行する。

(5) 食事支援、利用者の希望を尊重し、なるべく添えるように行う。

2-12 広原ハウス

(1) 利用者個々のニーズに合わせた支援を行っていく。内科的な疾患の悪化がみられる利用者があるので、医療機関と連携し支援の見直しや声掛けを行っていく。

(2) 月に1度のミーティングを利用者主体で続けていく。

(3) 毎月の食事会に加え、昨年度から初詣に行った。旅行や外出の希望もあるので企画し、楽しさを増やしていく。支援者は情報提供や準備等の支援を行う。

(4) 毎日一人ひとりへの声掛けを大切にして体調の変化に気を配る。

(5) 利用者の不満や疑問を傾聴するよう心がけ、安心に繋がるよう応じる。

2-13 大割ハウス

(1) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、地域の行事等へ積極的に参加するよう努める。
人間関係のトラブルが多いため、関係者（病院、訪問介護など）との連携を密にし、複合的な支援体制を作っていく。

(2) 対人関係の構築が困難な利用者に対しての支援の仕方の向上を図る。

(3) 利用者本人が出来る事の範囲を広げられるような支援を行っていく。

(4) 行事等の企画や、地域で行われている行事や祭り等への参加をしていくことで精神的な安定を図る。

(5) 年齢的に高齢になってきた方が多いため、機能低下を防ぐような支援の仕方や、日中の過ごし方の検討を行う。

(6) 外出、旅行の希望がある時は希望に沿うよう計画し、これを実行する。

(7) 利用者個人個人との会話を大切にし、予定の確認を行う。

(8) 9月末に長野県にぶどう狩りを兼ねて、一泊旅行を計画する。

2-14 対馬ハウス

(1) 利用者の心身状態の変化に注意をして支援を行う。変化があったときは関係機関と連携し、迅速に対応を行う。

(2) 利用者の嗜好や体調管理を意識して、食事の提供を行っていく。

(3) 食事会等の企画をして、コミュニケーションが円滑に進むよう利用者同士、世話人との信頼関係の構築が出来るよう支援を行う。また、旅行の希望がある時は希望に沿うよう計画し、これを実行する。

2-15 下立ハウス

- (1) サービスの質向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう支援を行う。また、利用者からニーズが出された場合には、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) ホーム内での利用者の誕生会や月に一度の夕食の企画等、利用者とは相談してなるべく外に出られるような支援をしていく。
- (3) 身体障害を重複する利用者や医療機関の協力が特に必要な利用者がある為、病院（主治医、ケースワーカー、訪問看護）、ヘルパーとの連携を密にし、共通の認識を持って支援を行う。
- (4) 希望者もしくは必要に応じて一緒に部屋の掃除や片付けをする。また、喫煙者がいるので常に防火への意識を持つように支援する。
- (5) 複数の喫煙をする利用者があり、うち1名は車椅子を使用しているため、防火安全対策として自動火災報知設備設置工事を行う。

2-16 生沼ハウス

- (1) 地域の一員として地域に溶け込んで生活ができるよう、地域の行事等へ積極的に参加するように努める。また、複数の職員が支援にあたる為、統一した支援が行えるように、個別支援計画や、定期的なミーティング等を通してスムーズな連携を図る。
- (2) 朝・夕食の支援を行い、日中活動をする人には声かけや支援をしていく。
- (3) 希望により外出支援や病院受診などの支援を行う。
- (4) 調理や自室清掃など希望する人と一緒に行い本人の生活能力を向上させていく。
- (5) 世人室が無い為、世話人室の増築工事を行う。

2-17 矢指ハウス

- (1) 日中活動先、居宅介護事業者、病院、相談支援事業所等の関係機関と連携して、個々のニーズの変化を把握し支援にあたる。
- (2) 日中の個人の暮らしが整ってきている様子もあり、継続して安定して暮らしているように支援を行う。
- (3) 身体介護が必要な利用者がある為、職員の介護技術の向上及び怪我の予防に努めていく。
- (4) 地域で行うイベントへの参加や、外出支援の希望があれば、希望に沿うよう計画し、これを実行するよう努めていく。
- (5) 利用者の状況に伴い、浴室の改修工事を行う。

2-18 小割ハウス

- (1) 昨年度は居室内の掃除と布団干しができるよう働きかけ継続することができている。今後も本人ができる事を増やしていくように支援を継続していく。

- (2) 発散や運動不足解消のために本人が楽しめる日中活動支援を行う。
- (3) 関係機関と連携しながら、家族との関係を見守っていく。
- (4) 本人のコミュニケーションは日々少しずつ変化している。医療機関と連携し、相談や改善を繰り返しながら支援を行っていく。

2-19 仲町ハウス

- (1) 月一回の食事会を継続し、入居者同士の交流が円滑にいくよう支援し、日々の安定を図っていく。
- (2) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、地域の行事等へ積極的に参加するよう努める。
- (3) 健康管理に留意する。特に体重増加を止めること、個々の入浴回数を増やすことについて、利用者と話し合いをしながら目指していく。
- (4) 食事の希望を募り、なるべくそれに沿うよう努める。
- (5) 支援するにおいて生じた疑問や、支援者にとって問題だと感じる行動を起こした場合は、関係機関と週に一度行っている連絡会議で相談し、利用者が安定した生活を送れるよう支援する。
- (6) 住宅が密集している地域にある為、防火には特に留意し、世話人、利用者共に日頃から話し合いを行う。
- (7) 就労に向けた取り組みやハローワークへの同行支援を行う。

2-20 折戸ハウスⅠ

- (1) 各々で生活と仕事を両立して過ごしているが、ワンルームタイプの居室のために一人で問題を抱え込みやすい傾向がある。無理なく今の生活が続けていかれるよう支援する。
- (2) 地域との交流の機会も大切にし、プライベート空間の生活を充実させるだけでなく、地域住民と繋がりのもてる時間を共有し、生活の質を高めていく。
- (3) ハウスミーティングで食事会等の企画を考えていく。

2-21 折戸ハウスⅡ

- (1) 新しい住まいになって一年が過ぎた。前向きに生活する人もいれば問題を抱える利用者もいる。プライベートな空間が強くなる特色をもつホームなので関係機関と連携しながら必要に応じて介入し支援する。
- (2) 昨年度は地域のゴミゼロ運動に参加することができた。今後も地域との繋がりのもてる時間を共有し、生活の質を高めていく。
- (3) 誕生日会を継続して行う。

3 利用者の日課

別紙3のとおり

4 年間行事計画

別紙4のとおり

- * 1泊旅行に関しては、各ホーム年に1回までは、ホームの行事として行う。
その場合には、利用者・職員にて事前に計画を立て、経営会議を通して決定する。

5 地域との連携（交流）

地域行事への参加等、地域の一員としての役割に積極的に取り組み、地域に貢献していく。また、地域の方への挨拶などを通じて日常的に交流を図っていく。

町内会の活動への参加を通し、関係づくりを行う。夕涼み会やもちつき大会の開催時には、地域の方や関係機関へ声を掛け、風通しの良い暮らしの場を作っていく。

6 防災、緊急時及び安全対策

防火管理者を置き、火気、消防等についての管理を行う。セコムと契約し、機器の設置や有事の際の連携体制を構築する。また、法人本部と綿密な連携を図り、緊急連絡網を適宜整備・更新し、非常災害及び利用者の事故、車両事故、急病等の対策に万全を期する。

ホーム内の家具等の転倒を防ぐため、転倒防止器具の設置に努める。

防災訓練を年3回下記の通り実施する。また、訓練時には消防署はもちろん、消防団にも協力をしてもらい、一緒に訓練に取り組む。

平成27年6月 夜間想定で利用者だけの避難・通報訓練・非常用備品の確認を行う。

9月 法人合同防災訓練に沿って行う。

平成28年3月 火災による消火・避難・通報訓練を行う。

7 福祉サービスの向上

7-1 平成24年度福祉サービス共通基準自己評価結果に基づいた改善計画

自己評価結果の評価の高い、日常生活支援サービスについてはその維持に努め、評価の低い、利用者に応じた個別支援プログラムについては改善計画を立て実施する。また、実施に際して適切な助言を与える、または受けられる環境を整備する。

7-2 ロザリオの聖母会福祉サービス共通基準2013年版に対する計画

2013年改訂版を職員に配布し、必要に応じて個別に説明をする機会を設け、周知を徹底する。

7-3 その他福祉サービス向上への取り組み

施設内外の研修への参加や自己研修を行い、福祉サービスが向上するよう取り組む。

8 苦情解決

8-1 苦情解決マニュアル

法人で整備している苦情解決マニュアルに従い、利用者、家族等からの苦情に対しては誠意を持って迅速に対応する。

8-2 苦情解決のシステム

- (1) 利用者への通知
- (2) 苦情受付
- (3) 苦情受付の方法
- (4) 苦情解決についての話し合い
- (5) 苦情解決の記録、報告
- (6) 解決結果の公表

8-3 苦情解決の担当者

- (1) 苦情解決責任者 荒井 隆一
- (2) 苦情受付担当者 庄司俊介
- (3) 第三者委員 服部 紘一、向後 恵子

9 情報公開

県や健康福祉センター等から求められる、利用実績等については適切に回答していく。また、ホームページ等を活用し情報公開に努める。ホームページに関しては、新たに開設した情報を必要に応じて更新をしていく。

10 職員処遇

10-1 衛生管理

職員のメンタルヘルスを含めた健康診断を年度始めに実施する。

感染防止対策として、O-157などの保菌検査やインフルエンザの予防接種を行う。

10-2 研修

千葉県グループホーム等連絡協議会や千葉県精神障害自立支援事業協会の居住系事業所部会や日本グループホーム学会などに所属し、必要な会議や研修等に積極的に参加し、支援者としての質の向上に努める。

11 会議

毎月1回、下記の会議を行う。

- ・施設・事業所長会議
- ・経営会議
- ・法人グループホーム運営会議
- ・世話人会議（毎月1度）
- ・各グループホームミーティング
- ・海上寮地域生活支援連絡会（毎週）
- ・旭中央病院連絡会（毎月1度）
- ・地域移行支援協議会
- ・地域生活支援会議
- ・総合安全対策委員会
- ・海匝世話人会議（2ヶ月に1度）
- ・海匝圏域設置者会（年2回）
- ・あい支援センター連絡会（毎月1度）
- ・みんなの家連絡会（毎月1度）
- ・聖家族作業所連絡会（毎月1度）
- ・その他、必要に応じて、ケース会議、調整会議を行う